

改正案

現行

第1 総則
1～8（略）
第2 周波数割当表
1～7（略）
第1表（略）

第1 総則
1～8（略）
第2 周波数割当表
1～7（略）
第1表（略）

第2表 27.5MHz～10000MHz

第2表 27.5MHz～10000MHz

国内分配（MHz） （4）		無線局の目的 （5）	周波数の使用に関する条件 （6）
（略）	（略）	（略）	（略）
90-108	放送 J13A J37A	放送用	
（略）	（略）	（略）	（略）
170-205	放送 J13A J37C	放送用	
	移動 J58A J58D	公共業務用 一般業務用	
205-222	放送 J13A J37A	放送用	
（略）	（略）	（略）	（略）
470-585 J46 J46A	固定	放送事業用	
	陸上移動 J73A	公共業務用 放送事業用	
	放送 J13A	放送用	
585-710 J32 J46A J75	固定	放送事業用	
	陸上移動 J73A	公共業務用 放送事業用	
	放送	放送用	

国内分配（MHz） （4）		無線局の目的 （5）	周波数の使用に関する条件 （6）
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）
（同左）	（同左）	（同左）	
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）
170-205	放送 J13A J37C	放送用	
	移動 J58A	公共業務用 一般業務用	
（同左）	（同左）	（同左）	
（略）	（略）	（略）	（略）
（同左）	（同左）	（同左）	
	（同左）	（同左）	
	（同左）	（同左）	
（同左）	（同左）	（同左）	
	（同左）	（同左）	
	（同左）	（同左）	

	J13A		
710-730 J46A J74B	陸上移動 J73A J75E J75F	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	放送 J13A J75B	放送用	
730-770 J46A J74B	陸上移動 J73A J74 J75F	電気通信業務用	
	放送 J13A J75B	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

国内周波数分配の脚注

J1～J37 (略)

J37A

放送業務（テレビジョン放送に限る。）によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、2012年3月31日まで使用することができる。

J37B (略)

J37C

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、2012年3月31日まで使用することができる。

J38～J58 (略)

J58A

移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。

J58B・J58C (略)

J58D

この周波数帯における移動業務の局は、2012年3月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県、宮城県及び福島県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J59～J73 (略)

J73A

陸上移動業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月25日からとする。

J74

730-770MHzの周波数帯は、2012年7月25日以降、IMTに使用することができる。

J74A (略)

710-730 J46A J74B	陸上移動 J73A J75E	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	放送 J13A J75B	放送用	
730-770 J46A J74B	陸上移動 J73A J74	電気通信業務用	
	放送 J13A J75B	放送用	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

国内周波数分配の脚注

(同左)

J37A

放送業務（テレビジョン放送に限る。）によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。

(同左)

J37C

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。

(同左)

(同左)

(同左)

(同左)

(同左)

(同左)

(同左)

<p>J74B この周波数帯に現存する固定業務の局は、2012年7月24日までは、その運用を継続することができる。</p>	<p>(同左)</p>
<p>J74C～J75A (略)</p>	<p>(同左)</p>
<p><u>J75B</u> <u>放送業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月24日までに限る。ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、2013年3月31日まで使用することができる。</u></p>	<p><u>J75B</u> <u>放送業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月24日までに限る。</u></p>
<p>J75C～J75E (略)</p>	<p>(同左)</p>
<p><u>J75F</u> <u>この周波数帯における陸上移動業務の局は、2013年3月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県及び宮城県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。</u></p>	
<p>J76～J210 (略)</p>	<p>(同左)</p>